

良改の路道

載 轉 禁



アスカル

アスファルト

サスペンション

混合式道路舗装用並ニ電車
軌道絶縁ニ最モ適當ス
東京市電氣局御用

アスファルト

エマルジョン

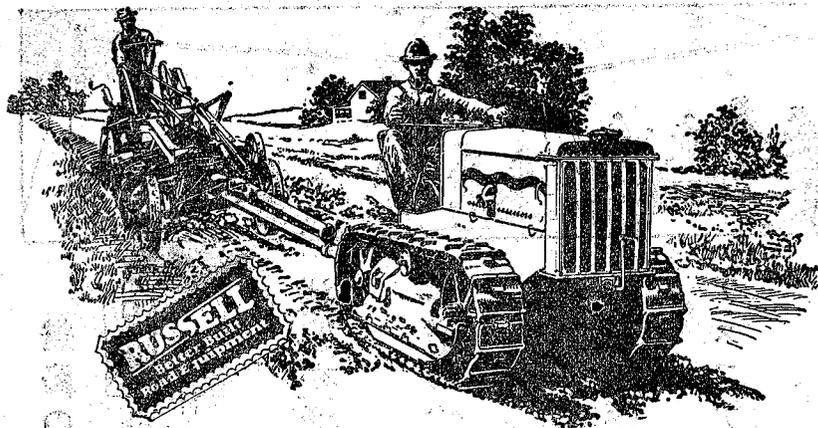
注入式道路舗装用並ニ防水
耐酸 絶縁

鐵道省電氣事務所御用

東京市下谷區上野櫻木町二二

アドルフ・メタル株式會社

電話 下谷 〇〇五五



CATERPILLAR

良い道路を造るには、能率のよい機械を撰ばなければなりません。三井のキャタピラー トラクターとラッセル道路機械は良い道路を

速く

良く

安く

造る機械であります。昭和日本の交通運輸の爲め一日も早く御試用の程御奨め申上ます。

(型録拜呈)

東京、日本橋、本町

日本満洲
總代理店

三井物産株式會社
機械部

道路の改良 第十一卷 第十號 目次 昭和四年十月一日發行

口繪 酒勾川上流の清水橋

卷頭言 (二)

道路交通の發達と鐵道

時論

中野金次郎(三)

鐵道の爲に路政を誤る勿れ

研究

路政 僧(八)

米國道路行政の展望(二)

神奈川縣で施行した

簡易鋪裝に就て(二)

アスファルト煉瓦鋪裝に就て(三)

資料

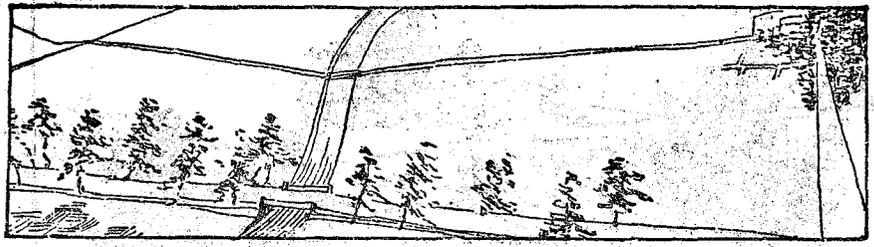
武井 群 嗣(一〇)

平川 保 一(二三)

三木 榮 三(三三)

都市交通問題(十五)

平山 泰 治(四〇)





道路運輸經濟 (十五)

海外道路時事

西班牙に於ける高速自動車道……………物部長 徳(五)

路面の塵埃……………獨逸バイエルン地方の混凝土道……………印度に於ける道路改良……………粗骨材の材質と混凝土の強度……………英國道路の近況……………支那の交通網計畫……………コーペンハーゲン郊外の試験道路

漫 録

路政夜話 (十四)……………武井 群 嗣(七)

動いた土木部課長評 (二)……………丹波 浪 人(五)

地方通信

東北方面……………(八)

東海方面……………北越方面……………近畿方面……………中國方面……………九州方面……………

彙 報

常務理事送迎理事會……………(八)

調査委員會……………中川理事送別會……………調査委員會……………囑託小坂登君の榮轉

叙任辭令……………(二)

編輯室の内外……………(五)

道 路 法 施 行

懸賞論文募集

大正九年道路法施行せられて茲に十歳、此間我國古來の路政は著しく變革され、我國路政史上に燦然として精彩を放ち、國道の改良を始めとし産業上必要なる府縣道の改良等年と共に歩一步を進め、道路法施行當時に比すれば、其の質に於て其の延長に於て著しく進展の蹟を認むることを得欣快に堪へざるものあり、然りと雖も地方幹線道路にして尙未だ自動車交通に適せざるもの甚少しとせず、今や産業の振興文化の向上を急務とするとき一に道路交通の完全を望むや切なるものあり。

本會は道路法の制定と同時に創立し、爾來我國路政の爲に世に盡す所尠からざるを自ら誇りとするもの、茲に道路法施行十週年を迎へたるに當り之を記念するが爲、道路法施行後今日に至る迄に體驗したる事業の批評と將來に於ける路政百般に亘り左記要項を以て廣く有志の論文を募集せむとす、希くは奮つて應募せられむことを。

道 路

社 團
法 人

十週年紀念

懸賞論文募集要項

- 一 論 題 隨 意
 - 二 賞 金 一 等 金五百圓 一名
二 等 金參百圓 一名
三 等 金貳百圓 一名
選外佳作 金五十圓 三名
 - 三 審 查 道路改良會理事會に於て審査決定す
 - 四 頁數制限 一頁二十六字詰十七行のもの二十頁以内
 - 五 應募締切期日 十月三十一日
 - 六 發 表 本誌昭和五年一月號
 - 七 論文送先 內務省內道路改良會編輯部
- ▲ 應募したる論文は如何なる事由あるも返付せず



アスファルトの御用なら

舶來品でも國産品でも

浅野物産へ

米國ユニオンオイル會社製アスファルト日本總代理店
小倉石油會社精製ハキウム蒸溜高級國産アスファルト一手賣捌元

日本一のアス
ファルト問屋

浅野物産株式會社

アスファルト部

混凝土の理想的目地材料

專賣特許

カレー エラストイト

エツキスパンシヨン

ジヨイント

途	用
塗	鋪
料	裝
用	用
	特
膠	品
着	質
力	均
強	等
大	
	規
	格
	正
	確
	純
	瀝
	青
	分
	延
	勒
	度
	最
	大

東京 丸ノ内海上ビル六階

電話丸ノ内 自二五八八番 至二五八八番

大阪 東區瓦町山口ビル八階

電話本局 自五九一八番 至五九一八番

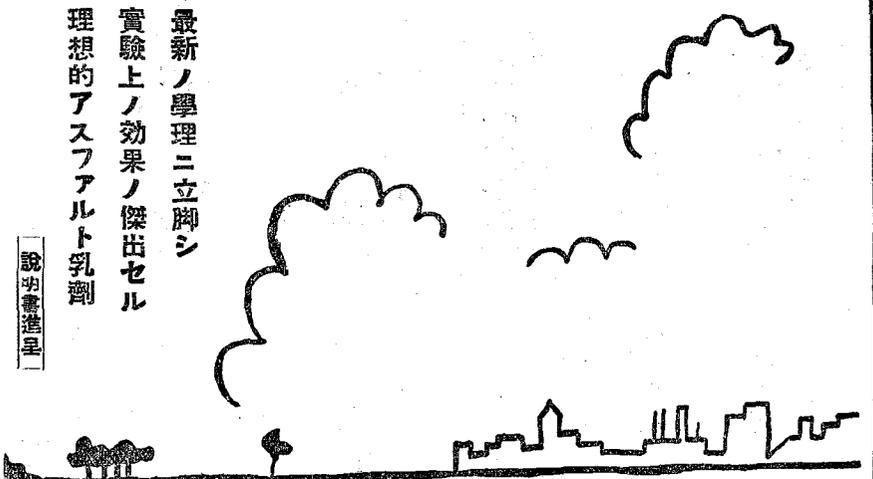
橋水清の流上川勾酒



位置 神奈川県足柄上郡清水村地内 路線名 府藤濃厚木御殿場線 河川名
 清水川 橋型 バラレエリート・クリレンタイプ・ブツクオトラス 橋長 五拾間
 (九拾六呎樺三經間) 有効幅員 三間 橋床 鐵筋混凝土版厚六吋) 鋪裝 五拾間
 アスファルトアロツク厚一吋半) 橋臺及橋脚 鐵筋混凝土構造 總工費 五
 萬壹千八百參拾參圓(國庫補助三分ノ二) 竣功 昭和四年八月

最新ノ學理ニ立脚シ
 實驗上ノ効果ノ傑出セル
 理想的アスファルト乳劑

說明書送呈



特長

加熱不要
 施工簡易

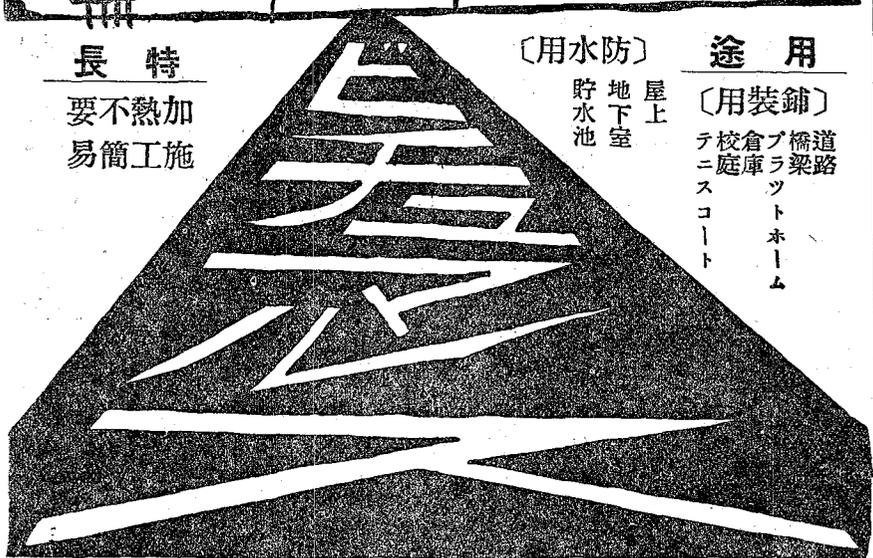
〔用水防〕

屋上
 地下室
 貯水池

用途

〔用裝鋪〕

道路橋樑
 プラタ
 倉庫
 校庭
 スコ
 ート
 ト
 ホ
 ーム



日本液体アスファルト工業株式會社

横濱 中區 山下町 四六 電話 (2) 二四一五

日本ビチマス舗装工業株式會社

東京 丸の内 五號館 電話 (23) 四二八九

ビチマス工業株式會社

大阪 西區 賣堀南區 一、八 電話 新町 四一三



見!! 此事實と偉力

米 國

昨年中に完成したるビチユマルス鋪裝道路二千六百萬平方餘碼

本年増設中のビチユマルス工場 十二箇所

インターナショナルエマルジョン

日 本

昨年中に使用したるビチユマルス參千五百餘噸

横濱工場の製造能力 日 産 壹 百 噸

鋪裝の偉力

内務省裏濠端通◎日比谷數寄屋橋通◎浦和町◎板橋街道(内務省試験道路)等の現状は此極暑に少しも溶融の形跡なし

施工、修繕簡易 工費低廉無比

日本液体アスファルト工業株式會社

關東總代理店 日本ビチユマルス鋪裝工業株式會社

東京丸ノ内仲通三菱五號館電話丸ノ内(23)四八二九番

贈 工事説明書

日本土木建築株式會社

東京市芝區兼房町五番地

電話銀座(57) 〇二九八二四七番

大正八年創業 各種鋪裝專門

道路鋪裝 高級簡易用

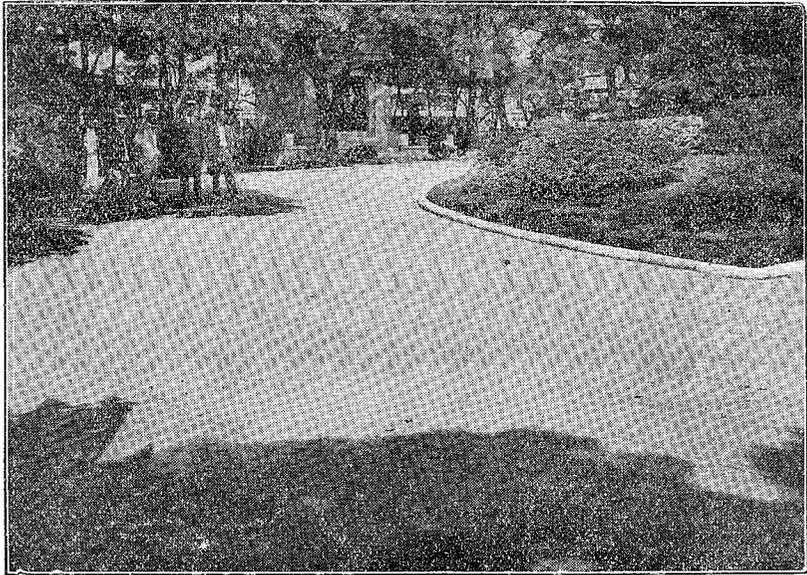
純國產 新乳劑

ニユーカーア

價格低廉 施工簡便 堅牢耐久

專賣特許 **タークレ** 校庭及運動場鋪裝の記錄保持者

(鋪裝個所二百有餘)



道鋪附形トツチアリソ前門正廳縣庫兵

販賣所

大連山手町八 瑞豐洋行
 天津日本租界 大倉商行
 青島奉天路 青島絲廠
 上海廣東路九號 三菱商會社支店
 釜山高嶋町 片倉米穀肥料會社
 京城西大門外 同社
 佐賀縣鳥栖町 片倉製絲紡績會社

工場
 出張所
 東京市京橋區月島東仲通七、八丁目
 橫濱市山下町一九八片倉會社內
 大阪市東區北濱二ノ九〇片倉ビル內

取締役會長 今井五介
 常務取締役 櫻澤鶴吉
 取締役 加藤恭平
 取締役 片倉脩一
 監査役 高橋鍊逸
 顧問 片倉武雄
 工學博士 牧彦七

日本ソリデチツト株式會社

東京市京橋區疊町八片倉ビル四階

鋪装界の權威

アスファルトブロックの御用は

下記へ御照會下さい

株式會社 **大日本アスファルト工業所**

本社

大阪市港區田中元町一丁目一五〇番地

電話西三六〇二番

出張所

東京市京橋區南鞘町二十九番地

電話京橋(56) 四七四四番

火藥界の權威
理想的の爆藥

淺野カーリット

ダイナマイトより爆力は強く値段は安く
貯藏も安全取扱も容易……
是非御使用を願ひます

(カタログ進呈)

東京市麴町區丸ノ内壹丁目貳番地

淺野セメント株式會社
カーリット部

野瀨式特許(歐米十八ヶ國特許權所有)

無接合混凝土孔管

圓形、卵形
圓形

用途、送水、排水、灌漑、下水

特色、

工事迅速、工費廉價、曲管自在、
疏水完全、絕對安全

施工特權者

合資
會社

清水組無接合孔管部

大阪市西區土佐堀通一丁目一番地大同ビル七二九號
電話土佐堀(三)二五三六・二五三七番
三一八・三一五九番

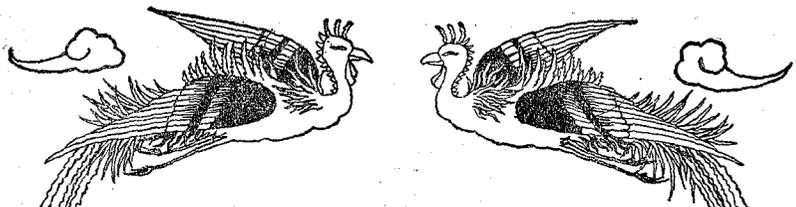
昭和四年

道路の改良

十月一日

第十卷

第十號



言 頭 卷

醜惡な瀆職事件の摘發日毎に報ぜられ、我が官府は白晝百鬼の横行せるの狀、吾人をして國家の綱紐いづれに在るやを疑はしむ、殊に夫れが交通行政の範圍に於て行はれたもの多きを占むるのほ寔に慨嘆に堪へない。

政友會内閣は固よりのこと、何れの内閣でも其の交迭する毎に、所謂置土産として鐵道や軌道乃至は乗合自動車營業等を濫許する、固より夫れが合理性を持するものである以上は敢て夫れを非難すべきでないが、内閣の斷末魔に至る迄、持ち越された程、左程に重大性を有する事柄を一朝一夕に處分する、そこに調査の不十分と粗漏が存し、夫れに附け込んで似否的な高等政策の干渉が來る、此くして交通上不合理な鐵道が許される、似否的な高等政策が常に醜行爲として瀆職事件と爲る。

是等の憎惡行爲に對しては、官府の威嚴と官吏の信用を維持する爲に、一毫の假藉するなく峻嚴な法の制裁を科し國民の疑念を解くべきであるが夫れと同時に必要なことは、是等醜行爲を企て、も夫れの介在を許さない程の適切な交通政策を樹立しておくことに在る、蓋し交通の現在と將來との要求に即した交通政策が樹立され議決されてゐたならば、交通行政は合理的に其の範圍に於て執行され、所管大臣の行爲を自然に束縛し醜行爲が執行の餘地を無からしむるからである、いま告人は醜惡な世態に遭遇し交通政策樹立の急務を痛感する夫れを樹立することが險惡な國民思想を善導することゝ爲る。